

民生福祉常任委員会審査日程

日 時 令和3年4月14日(水)
現地視察終了後
場 所 第1委員会室

～審査内容～

- 1 所管事務調査 災害拠点病院の指定について
- 2 所管事務調査 高齢者福祉計画について
- 3 所管事務調査 障害福祉計画について
- 4 その他

令和3年4月14日

山陽小野田市民病院の災害拠点病院の指定について

令和3年3月31日、当院は、地震や火災、津波など大規模災害発生時に緊急体制を有し、医療救護活動の中核施設として初期救急医療の中心になる「災害拠点病院」に指定されました。

山口県内で災害拠点病院として15番目の指定となります。

1 災害拠点病院の概要

災害医療支援機能を有し、24時間対応可能な救急体制を確保する病院で、知事が指定するもの

①災害医療支援機能

- ・多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための高度の診療機能
- ・傷病者等の受入れ及び搬出を行う広域搬送への対応機能
- ・DMATの派遣機能、DMAT等の受入機能
- ・地域の医療機関への応急用資機材の貸出し機能

②災害時における災害拠点病院の位置づけ

裏面「山口県地域医療計画の第3編災害応急対策計画 第2節医療等活動計画」のとおり

2 山口県の整備状況

現在県内における災害拠点病院は、基幹災害拠点病院として県立総合医療センターが指定され、また、地域災害拠点病院として、全ての二次医療圏において1箇所以上が指定されています。

宇部・小野田医療圏では、当院の他、山口労災病院と山口大学医学部附属病院が指定されています。

3 参考：災害拠点病院の指定要件

- ・救命救急センターもしくは第二次救急医療機関であること
- ・DMAT（災害派遣医療チーム）を保有し、その派遣体制があること
- ・診療機能を有する施設は耐震構造を有すること
- ・通常時の6割程度の発電容量のある自家発電機等を保有し、3日分の燃料を確保しておくこと
- ・適切な容量の受水槽を保有すること
- ・衛星電話を保有し、衛星回線インターネットが利用できる環境を整備すること
- ・EMIS（広域災害・救急医療情報システム）に参加し、災害時に情報を入力する体制を整えておくこと
- ・食料、飲料水、医薬品等について、3日分程度を備蓄しておくこと 等

山口県地域防災計画

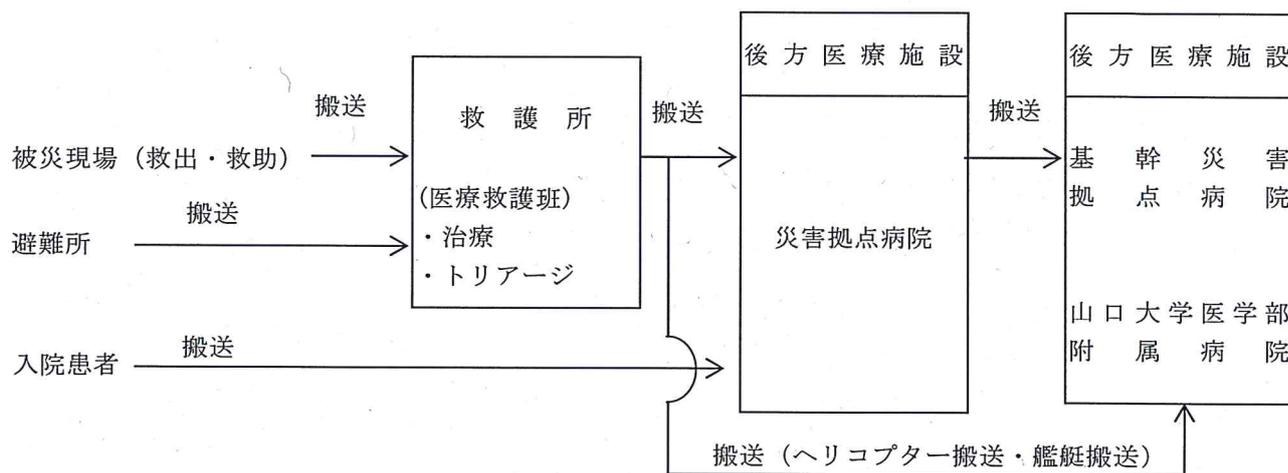
第2節 医療等活動計画

大規模災害時には、家屋の全・半壊等により多数の負傷者が発生することが予測される。また、これらの負傷者の治療を行う医療機関においても、停電、断水、施設設備の被災等により診療機能が低下することが予想される。

医療救護は、県民の生命と安全に直接関わるものであり、迅速かつ的確な対応が要求されるため、医療救護活動を実施するうえで必要となる医療救護体制、後方医療体制等について定める。

【県（健康福祉部）・市町・独立行政法人国立病院機構・地方独立行政法人山口県立病院機構・日赤山口県支部・山口大学医学部・県医師会・県歯科医師会・県薬剤師会・県看護協会等】

第1項 災害時における医療救護の流れ



※広域医療搬送を行う場合は、臨時医療施設（SCU）で治療・トリアージを実施し、県外の後方医療施設へ搬送する。

第2項 医療救護体制

災害時における医療救護は、一次的には市町が実施する。

県は、これを応援・補完する立場から、医療実施関係機関に支援を要請する。

1 医療救護活動

(1) 医療救護班の編成

ア 市町は、被害状況に応じ、必要な医療救護所数、医療救護班数を算出し、地域の救護体制の実情把握に努めるとともに、管内の医療機関等の協力を得て、医療救護班を確保する。

イ 県は、医療救護を応援・補完する立場から、県医師会、独立行政法人国立病院機構、地方独立行政法人山口県立病院機構、日赤山口県支部、山口大学医学部等に対して、医療救護班（災害派遣医療チーム(DMAT)、JMATやまぐちを含む。）の編成を要請する。

資料編[6-2]……災害拠点病院等一覧表

[6-3]……山口県DMAT指定病院一覧表

[6-4]……救急病院及び救急診療所

[6-5]……健康福祉センター（環境保健所）の管轄区域及び国・公立医療機関の状況

[6-6]……健康福祉センター（環境保健所）管内別医療関係者の人員調

ウ 医療救護班の編成基準

(ア) 一班の編成

医師、看護師、業務調整員（、必要に応じて薬剤師）で編成する。

(イ) 医療救護所の班編成